

【連載特集】筆の里工房周辺の整備事業
～つながる つなげる～ (その5)

☎ [公園について] 都市整備課 ☎820-5608
☎ [施設について] 産業観光課 ☎820-5602

わずか76年後には、日本の人口が今の半数に減少すると見込まれるなか、「ふるさと熊野」を子や孫に残すために、私たちには今できることがあります。個性豊かな文化を活かした魅力的なまちづくりも、移住する場所、住み続ける場所として人々をまちに惹き付ける大切な取り組みの一つのほうです。熊野町は筆産業とそれにより培われた文化芸術が息づくまちです。このソフトパワーを活かし、この地に住む人々がつながり、まちと文化を未来につなげるため、都市公園と観光交流拠点施設の建設を進めています。今月号では、建設用地とその周辺での土砂災害対策の現状、そして、今後の計画について紹介します。



この連載特集の記事は町ホームページでご覧いただけます。

○平成30年7月豪雨による筆の里工房および周辺の被災状況

平成30年7月豪雨により、町内一円で土砂や洪水による災害が発生し、甚大な人的・物的被害が生じました。筆の里工房でも土石流による被害が生じ、駐車場は全体が土砂や流木で埋まり、一部は筆の里工房の庭園にまで達しました。建物本体の被害は免れましたが、復旧工事が終わるまで閉館を余儀なくされました。



出典：
国土地理院
ホームページ
(空中写真)



○砂防堰堤の設置

筆の里工房に被害をもたらした土石流は、近くを流れる河川(椎川)上流の2溪流で発生し、山腹や川底の土砂や石が樹木とともに流れ下ったものです。椎川沿いの下流では、橋梁や民家に損傷や浸水などの被害が生じました。それぞれの溪流で同様の土石流被害を防止するため、砂防堰堤を2か所に設置することで安全対策が講じられました。



○特別警戒区域の解消工事

筆の里工房の敷地沿いには土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)に指定された斜面があり、雨や地震などの影響で急激に崩壊するおそれがありました。そのため、崩壊を未然に防ぎ、来館者や職員、施設や収蔵品・展示品を災害から守るため、令和4年度に、斜面改良工事を実施しています。



○調整池の設置

一定の面積を超える土地を造成する場合、法令などの定めに従って、洪水災害を防止するための調整池と呼ばれる貯水施設の設置が義務付けられます。今回の都市公園の造成に伴い、田畑や林地など、従来の土地が有する保水能力が低下するため、場内で一時的に雨水を溜め置くことで、雨天時の流域河川の流量を緩和し、氾濫による浸水被害を防ぎます。調整池は公園内に降った雨を集め、徐々に河川に放水するため、造成地内で標高が低い場所に設けることになります。

事故防止や安全確保のため、調整池内への立ち入りは制限されます。(イメージ)



11月号では、本町における特徴的な文化芸術活動について、その歴史とともに紹介します。

特集 『熊野町名誉町民』に坊田かずまさん

☎総務課 ☎820-5601

熊野町出身の作曲家で音楽教育家の故・坊田かずまさんに、『熊野町名誉町民』の称号を贈ることが決まりました。9月の町議会定例会で同意されたもので、本町4人目の名誉町民となります。

「坊田かずまさんって
どんなことをした人？」

明治35年に本庄村字川角(現・熊野町川角)に生まれ、熊野尋常高等小学校高等科(現・熊野第一小学校)を卒業後、広島高等師範学校(現・広島大学教育学部)に修学し、教員免許を取得。

大正10年、童話と童謡の児童雑誌「赤い鳥」に応募し、入選したことをきっかけに音楽の道へと進み、39年という短い生涯で、多くの作品と功績を残しています。



これは、町民会館前に建立されている『水甕』の詩碑だリン♪
みんな、知っているかな？
このほかにも詩碑があるよ！
ぜひ探してみてね♪



お昼に流れているチャイム「赤い絵日傘」も坊田かずまさんが作曲したリン♪

【功績】

- 大正～昭和初期にかけて、当時、一般的には行われていなかった『器楽・合奏』の分野を広く普及することに尽力した。普及活動は雑誌やニュース映画などでも紹介され、高く評価されている。
- 日本各地で歌い継がれてきた『わらべ唄』や『子守唄』などの童謡を採譜して回り、多くの著書も出版。「日本郷土童謡名曲集」には、有名なわらべ唄「うさぎうさぎ」や「かごめかごめ」、「茶壺に追はれ」などが収められている。
※採譜…楽譜にかかれていない曲を楽譜に書き取ること。
- 『器楽・合奏』の音楽授業への導入や、採譜した『わらべ唄』などは、現代の音楽教育にも取り入れられ、音楽文化の継承・発展・創造に大きく寄与している。

これまでの『熊野町名誉町民』を紹介しす

町では、町民または町に縁故の深い人で、公共福祉の増進または産業・文化の発展に多大な貢献があり、郷土の誇りとして町民から尊敬されている人に対して、名誉町民の称号を贈り、その功績を称えています。



名誉町民第1号 故・南崎高市さん (平成18年12月14日贈呈)



名誉町民第2号 故・城本正昭さん (平成18年12月14日贈呈)



名誉町民第3号 故・平本芳之さん (平成21年6月29日贈呈)



名誉町民第4号 故・坊田壽真さん